

(あて先)

沼津市教育委員会

市民文化センターの災害時等における施設利用に関する承諾書

市民文化センターの利用申込にあたり、地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）には、下記の各事項の条件を承諾いたします。

- 1 災害時等により施設利用の制限があった場合、ご希望により可能な限り開催日変更等の取り扱いはいたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。
- 2 災害時等における施設利用の制限については、以下の原則に基づき、決定することとします。
 - (1) 震度4のときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの継続かを決定します。
 - (2) 震度5以上の時は、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。
 - (3) 津波警報が発令されたときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの継続かを決定します。
 - (4) 大津波警報が発令されたときは、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。
 - (5) 大規模地震対策特別措置法に基づく「注意情報」が発令されたときは、公演等を一時中断していただき、状況に応じて貸出しの中止か貸出しの続行かを決定します。
 - (6) 大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令されたときは、公演等を中止していただき、安全が確認されるまでホール等の利用を制限いたします。
 - (7) 災害時等に、救護所を開設することになった場合は、公演等を中止していただき、救護所が閉所するまでホール等の利用を制限いたします。
 - (8) その他、上記(1)～(7)に記載のない事項については、必要に応じて協議します。

年 月 日

申請者団体名

住 所

氏 名